



交通災害共済に加入を

町では、令和5年度市町村交通災害共済の加入申し込みを受け付けます。

これは皆さんが掛け金を出し合い、交通事故による死亡、けがの際に災害見舞金が支給される制度です。

年齢に関係なくどなたでも加入できますので、ぜひ加入ください。

○加入条件

令和5年4月1日現在で長島町に住民票があるかた

※学生や出稼ぎなどで、一時的に転出しているかたも加入できます。

○加入申し込み

加入申込書と掛け金を役場総務課または指江支所総合管理課へ直接持参してください。

○掛け金

加入者1人につき500円(年額)

※途中加入者(4月以降の加入者)も同額

○申込期限

3月24日(金)

○共済期間

4月1日～令和6年3月31日

※途中加入者は、申込書を受理した日の翌日から令和6年3月31日まで

○災害見舞金支給対象者

国内で自動車、自転車、バイク、電車、船舶などの交通事故に遭い身体に傷害を受け、医療機関で治療を受けたかた

○災害見舞金の額

- ①死亡 100万円
- ②入院や通院など 治療実日数に応じて2万5千円～18万円

○問い合わせ先

役場総務課危機管理係
☎(86)1111「直通」

転出届がマイナポータル

から提出可能に

2月6日から、マイナンバーカードを所有しているかたは転出届をマイナポータルを通じてオンラインで提出可

能となりました。

転出する際に、役場に来ることなく届出ができますので、ぜひ利用ください。詳しくは問い合わせください。

※転入先市区町村では窓口で転入届などの手続きが必要です。

○問い合わせ先

役場町民保健課戸籍住民係
☎(86)1157「直通」

休日当番医を変更

現在、町内医療機関において休日当番医を対応していますが、4月から阿久根市医療機関を含めた体制に変更されます。詳しくは問い合わせください。

○問い合わせ先

鷹巣診療所
☎(86)0054「直通」

春季全国火災予防運動

3月1日から7日まで、春季全国火災予防運動が実施されます。

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の減少と、財産の損失を防ぐことを目的としています。

県女性活躍推進宣言企業

に登録しましょう

女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取り組みを宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、取り組みを支援しています。宣言企業に登録して、自社の取り組みを求職者などへアピールしましょう。

詳しくは問い合わせください。

○メリット

- ・県のホームページや広報誌に企業名などを掲載
- ・ハローワークの求人票で登録企業欄に記載
- ・県主催のセミナーなどで宣言する取り組みをPR
- ・登録企業限定の表彰制度がある

- ・県中小企業融資制度の一部資金を活用する場合の信用保証料率を通常より0.1ポイント引き下げ

○申し込み方法

申請書と調査票を提出
詳しくは、県ホームページをご覧ください

防ぐことを目的としています。

空気が乾燥し、風の強い日が多くなりますので、火の取り扱いには十分注意し、火災予防に心掛けましょう。

令和4年度全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

○問い合わせ先

阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86)0119「直通」

阿久根地区消防組合長島分遣所
☎(86)5333「直通」

切ったら、植えよう！

人工林などの伐採跡地を放置すると、土砂流出防止などの機能が低下する恐れがあります。人工林を伐採した跡地に苗木を植栽(再造林)することで、防災および安定した木材の供給、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・推進に貢献できます。

再造林に対する補助制度が次のとおりありますので、未来につながる森林づくりをしましょう。

詳しくは問い合わせください。

○再造林に対する補助制度

①造林補助事業(公共事業)

さい。(鹿児島県女性活躍推進宣言企業)で検索

○問い合わせ先

県庁男女共同参画室
☎(099)2862634

児童虐待かもと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」へ掛けると、お住いの地域の児童相談所につながります。児童虐待かもと思ったら、すぐに電話ください。

○電話番号

「189(いちはやく)」

○受付時間

365日、24時間対応

○通話料

無料

※一部のIP電話からはつながりません。

○問い合わせ先

県庁子ども家庭課
☎(099)2862771

標準経費の72割、68割または36割の補助率

②未来につながる森林づくり推進事業

(みんなの森)づくり県民税関係事業)

苗木などの資材代に対する経費の定額補助など

○問い合わせ先

県北薩地域振興局林務水産課
☎(95)5509

2月はネコの適正飼養推進月間

県では、ネコの繁殖時期が始まる2月を「ネコの適正飼養推進月間」と定め、ネコの終生飼養および適正飼養の啓発を行っています。ネコを飼うときは次のルールを守りましょう。

①室内で飼う

交通事故や病気などの危険から守るために、ネコは室内で飼いましょう。

②不妊・去勢をする

不妊・去勢手術は、不幸な命を増やさないために必要です。また、病気の予防やマーキング行為の減少にもなります。

③所有者明示をする

飼いネコだと分かるように、名前や

